

不利益処分に関する処分基準 個票

保健福祉部 福祉総務課

不利益処分の内容	社会福祉法人の業務停止命令等						
根拠法令等及び条項	社会福祉法第56条第7項						
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="284 434 491 508">根拠条項</td> <td data-bbox="491 434 1361 508">社会福祉法第56条第7項</td> </tr> <tr> <td data-bbox="284 508 491 582">参考事項</td> <td data-bbox="491 508 1361 582"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="284 582 491 685">設定等年月日</td> <td data-bbox="491 582 1361 685">                     平成25年 4月 1日設定                      平成 年 月 日最終変更                 </td> </tr> </table>	根拠条項	社会福祉法第56条第7項	参考事項		設定等年月日	平成25年 4月 1日設定 平成 年 月 日最終変更
根拠条項	社会福祉法第56条第7項						
参考事項							
設定等年月日	平成25年 4月 1日設定 平成 年 月 日最終変更						
処分基準	<p>【 基 準 】</p> <p>1 対象 社会福祉法第56条第4項による命令に従わない社会福祉法人。</p> <p>2 処分内容 期間を定めて、業務の全部もしくは一部の停止を命じ、又は役員解職を勧告する。</p>						